

議会運営委員会会議録

(令和3年12月14日)

愛南町議会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和3年12月14日(火)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	山下正敏	副委員長	鷹野正志
委員	嘉喜山茂	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	那須芳人

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
----	------	-----	-------

傍聴委員外議員

議員	少林法子	議員	吉村直城
----	------	----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
--------	------	------	------

説明のため出席した者

なし

参考人

請願提出者	木村俊介	請願提出者	大森壽人
-------	------	-------	------

本日の委員会に付した案件

(1) 請願審査

請願第3号 百条委員会を設置し早急な原因究明を求める請願

(2) 請願審査

請願第4号 那須芳人議員の問責について

(3) 議会基本条例の検証について

(4) その他

開会 13時30分

閉会 16時27分

○鷹野副委員長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

まず最初に、議会運営委員長、山下正敏が開会の挨拶を申し上げます。

○山下委員長 委員長の山下です。

本日は、請願審査2件と協議事項1件があります。よろしくお願いいたします。

それでは初めに、請願第3号、百条委員会を設置し早急な原因究明を求める請願について。

議会運営委員会に付託された本請願を審査するに当たり、委員会に参考人として出席要請したところ、本日お越しいただいております。審査のためにお時間を頂き、本当にありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。

○鷹野副委員長 挨拶が終わりました。

続きまして、参考人の紹介をいたします。

愛南町を考える会、代表、木村俊介様です。

それでは、御意見を伺う前に注意事項を申し上げます。

まず1点目、意見を伺う時間ですが、30分程度とさせていただきますので、御協力お願いいたします。2点目、本件請願の範囲内での発言をお願いいたします。3点目、委員から質疑できますが、参考人から委員への質疑ができません。4点目、意見を伺った後に審査を行いますので、本日中に結果が出ない場合もあります。御承知おきください。

それでは、委員長、引き続きお願いいたします。

○山下委員長 それでは、請願第3号、百条委員会を設置し早急な原因究明を求める請願について、参考人から趣旨説明をお願いします。

木村参考人。

○木村参考人 皆さん、こんにちは。

今日は、こういう貴重なところに呼んでいただき、また、意見をさせていただける場所に呼んでいただいたことを、心から感謝をいたします。また、金繁議員におかれましては、紹介議員ということで、御苦勞をかけたことを心より御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、請願、先ほども言われたように、百条委員会を設置しということについて、一方通行ですので、私の意見を30分程度、だらだらと言ってしまうのですが、皆さん、よろしくお願いいたします。

まず初めに、この百条委員会を設置して云々という私の請願書の中には、3つ思いが入っております。1つは、もちろん百条委員会を開いて原因の徹底した追及、もう一つは、何で町民の我々が金を払わないかのかと、それは多分、皆さんのほうからの答弁では、まだ調整中ですのでというような話が出てくると思っています。ただ、議会の中で、いろいろな町長とのやり取り、皆さんとのやり取りを見た中では、明らかに全面的に町長のほうが、全責任は私にありますというような話をしております。あのままいけば、町長のほうの側で、行政側で、何らかの不適切な処置をしたばかりに、こういう形になったのに、すみません、順番が違うな。まず、戻ります。

最初、私、いろいろ言いますけど、何かあったら途中で止めて、今の違うよというふうに、皆さんのほうがよく分かると言うんで言うてもらえれば私も助かりますので、言わなんだらそのとおりのやなと思っただけでそのままいきますので、よろしくお願いいたします。

先回のときに、委員長のほうから事例、金繁委員のほうに事例2つあるけど、それと両方もやるのかというような話がありましたので、その確認をちょっとしとかなあかんですね。

1事例目、私の頭の中の認識では、この太陽光発電云々という百条委員会のというのに関して、1事例目は、2017年の事例っていうたらもう皆さん、頭の中に分かるかなというふうに。

○山下委員長 はい、分かります。

○木村参考人 で、それは、その事例を1つ。それは私の聞いた範囲ですよ。聞いた範囲ですが、担当課長さんが口頭で止めてしまったと。事業所のほうから町長に2人、女性の方が会いに来て相談をしに来たら、町長が担当課長に注意というような話があって、4か月の停止後、不許可後、またそれを事業再開するのに対しての文書に署名をしたと。ただし、地区会計の立場でというふうに私の頭の中では思っております。その時点で俺から言わずと、おいおいと。担当課長が工事を止められるんか、愛南町ってすごいなと。地区の会計が再開できるんかいっていうことを、すごいねと。それは大したもんじゃなというふうに私は思いました。

それに対して、1回目のときに対しても、皆様の、議員の皆様、我々の代表であるあなた方が、どういう対応をして、どういう対処をして、原因追及して、ルールをしっかり決めておけば、行政との、多分、2事例目、令和元年9月13日に許可を出したものを、令和2年2月に不許可というような形がまた出されましたよね、間違いないですね。それが2事例目。

同じことを同じように繰り返した。ただ、これに関しては担当課長が単独でしたか云々というのはよく分かりませんよ。議会の中の話では、町長のほうが、私の全責任であるというような話。

今回の、私が出した中で、血税で処理をしようとするように我々町民からしたら見ると。我々が何かしましたか、町民が。一千何百万から2千万円。前回、石川議員がね、何回も我々を呼んで、要らん金使う必要ないやないかと、皆さんを呼んでも、多分、一千何百万や2千万円になるとは思いません。

本来であれば、百条委員会が動議で出された時点で、皆さんは愛南町民の代表であるがために、百条委員会を、おおそやな、百条委員会を設置してからちょっと原因追及しようやと、原因が分からなかったら次の対応、ルールにも持っていくやないわというのが普通の町民の代表の議員の皆様が取る行動、アクションですよ、普通は。だが、それに対して反対、ああ、反対多数言うと委員長に怒られますから、賛成少数。町民から言わしたら反対多数ですよ。俺から言わしたらそうなります。

そういったことで、町民のほうを一切、何ちゅうんですかね、町民の意見、町民の考え、全部無視しとるような感じに、物すごく疑念を抱いております。俺はおかしいんやないかなと。だって我々のほうからそういう意見が出たら、皆さんのほうは、おおそやね、そういう意見あって当たり前よって。それを、動きを取って、行政のほうにくぎを刺す。行政のほうも、行政も分からんかもしれんですからね。今の役場の職員さん、課長さんらも本当、分からんのかもしれんのですから、どうしていいのかが、自分でどうしていいのかが。町長も分からんのかもしれないんですから。ほんなら、誰がそれを指摘するのって。誰が監視するのって。我々が監視するの、一般の町民が。ちゃうでしょ。あなた方が監視するために、あなた方の檀家さん、最低でも六百何十名の支持者に、頼むぞと言われておるはずですよ。だからそれを考えると、非常に理解に苦しむと。ましてや、4月1日から議会の基本条例、立派な基本条例つくっていただいております。その中にも、やはり町民への説明、町民に対しての疑念を抱くような行動はあかんというふうに、条例の中にも入っています。議長は基本条例に対して、議長になるときに、徹底して基本条例に遵守していくと。副議長は町の行政の監視をさらに強めていくと。全然監視されていないように私から見ると見えます。同じ失敗繰り返していますからね。ましてやその中で、これ言うたら止められるかもしれませんが、この問題に関して、顧問弁護士、多分おると思います、行政にも。顧問弁護士がおるにもかかわらず、新たな弁護士、費用が発生していると。はい、って。誰が出すの、その金って。顧問弁護士の給料から差っ引いてそちらに出すんなら何も言わんけど、それはそれで分かるように説明してもらえばいいですけど、誰もその点については返答がない。新たに雇った弁護士料、それも、何でこの問題に対して出ることかなって疑問に思いませんか、皆さん。俺は非常に疑問。我々町民が悪いことしとるんなら分かりますよ、すいませんって。あれは、血税っていいですけど、愛南町民の税金やないで

すよ、日本国民全部の税金ですよ。皆さんの給料もそう。

だから、そこのところをよくよく考えて、ましてや議員と肩書がつけば、肩書と一緒に何がついてくるのって、分かりますか。肩書がつけばつくほど、責任が一緒に乗っかかってくるんですよ。そこをしっかりと皆さんに知っていただきたい。

その金の支払いのところ、長々、だらだらといきますので、30分オーケーですから、いきますから。

○山下委員長 30分オーケーっていうわけではなくて、30分以内で簡潔にお願いします。

○木村参考人 簡潔で30分ぐらいかかります。まじでやると多分、夜までずっとってしまいますので、なるべく30分。

で、その金の支払い、どうするべと。いいですよ、皆さんの、百条委員会開かんでもええが、原因せんでもって、もう一回同じ失敗繰り返してもええがって、我々の給料も税金やけん、我々の給料から払うちやるけんって言うんなら、金の支払いについては何も言いません、私としては。

ただ皆さんも嫌でしょう、人がやったやつに、何で俺の金払わないけんのだって。町民はもっと嫌ですよ。もっと嫌どころか、何でそんな、おめえ、もう愛南町何しよんや、おめえまで、ばかやないか愛南町の町民はって、私は何人かから言われております。

議会がしようもないことしよったら、町民も言われるんですよ。あなた方には直接言う人は誰もいないと思います。ただ我々は、はっきり物言われますから、その辺気をつけてくださいね。

もう一点、一番大事なとこ。再発防止のルールづくりをしっかりとってくださいよというふうに書いてありますね。そこです。何事もそこが一番です。議会の中でいろいろ問題があった、それを追及していくのはオーケー、それは当たり前のこと。追及した後に、再発防止をするために、どういうふうにしていくの。そこの原因を潰さんとできないですね。

多分、私の思いの中では、小山の2回のやつも密室でやられとった話やと思います。担当課長、まあ副町長、町長、交じとったかどうか分かりません、ほかの課の課長さんらも一切何も知らずにいっとんじゃないかなと。そういったところも皆さんのほうで、議会のほうで話し合いをしてもらったのに、ましてや議会のほうにそんな話が一切来ていなかったら、あなた方はかなり行政側にばかにされとるんですよ。それを理解しとってくださいよ。何も話に来ていないということは、ああ、うちの議会は、見張り番らはどうでもええけん、後で何とでもなるけんっていうような思いでやられとるということを、しっかりと皆さん肝に銘じとってくださいよ。

本来であればその一発目やったときに、担当課長云々じゃなくって、そういう行事があると逐一、議会のほうに話を持ってきてってくださいよって。我々はそれを町民に対して、今の現状はこうなるとるよというのを、嫌な町民に言わんでええですよ、私には言わんでもええですけど、あなた方を支持してくれた支持者に対しては、最低限皆さんがそれを伝えて、意見を頂くとということをしとれば、多分、そこをルールづくりしとれば、いろんなことを町が勝手にやっていったりということはいらないと思います。そのための議会ですので、そこをしっかりとっていただきたいというふうに私としては思っています。

この百条委員会の中には、3つの云々という、今言いましたけど、金の支払い、ルールづくり、もう一個何やったかな、あまり熱が籠もって、ちょっと方向忘れてしまいましたけど、3つの云々というところをしっかりとっていただきたいと。それに対して私が言うのは、百条委員会が議会の中では一番手っ取り早くいろんな原因を追及できる会かなと思っておりましたが、あっさり皆さんの反対で、反対言うたらいかんか、賛成が少なくて、なくなりましたから、もう残念で残念で。ただ、反対しても構わないんですよ。ほかにこれのほうで、原因追及するにはいいものがあるぞというような意見があれば、そういう話をどんどん出してください。町民にもどんどん伝えてください。

今は多分皆さんの仲のいい取り巻きの人たち以外の人たちは、物すごく心の中に、疑問に思っつとと思います。皆さんに対しても信用はほぼほぼないと思いますね、この件の。ここをしつかり最後までやっておかないと、多分、今後、愛南町自体も危うくなるんじゃないかなというふうには私は思っておりますので、やっぱり愛南町を考える会の代表としましては、愛南町、子供たちや未来の孫たちに、この状態で残していきたいというのが物すごく強くあります。皆さんもそれは同じやと思います。と思うたら、うかつなことはできないよというところで、しつかりした原因追及、よろしく願いいたします。

原因追及をすれば、それからどうするという話はおのずと出てくると思いますので、そこのとこだけをしつかり検討していただいて、今からでも結構です、考えを改めて、自覚を持ってやっていたきたいなと思います。そのままこれをさらっと流しますと、また次の手を打たなくてはならなくなりますので、そうなる私も暇ではございません。ここに来たから金もらえるかっていうたら、小松さんが言っていましたよね、交通費、100円か200円は出るって言ったけど、そんなもん要らん言うて、要らんって言ったら、「いや、ルールがありますから」、そんなルールは破ったらええんじゃないや、変えたらええんで、そういう感じで皆さんもルールを変えるという、柔軟な頭でお願いしますよ。昭和の初期につくったようなルールがいまだにあっても今の時代には間に合いませんからね。そこら辺はしつかり考えながら、百条委員会の設置検討いうところを、しつかり頭に入れて、肝に入れて、今後の対応をよろしく願いしたいなということで、30分いきたかったんですが、ちょっと早めに、私の参考人の意見として、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○山下委員長 ただいま、参考人の意見が終わりました。

議員の方から、何か確認したいこととか、質疑、ございませんか。参考人に対しての質疑、ございませんか。

石川委員。

○石川委員 愛南町を考える会は、何名いらっしゃるんでしょう。会の、会員数。

○山下委員長 木村参考人。

○木村参考人 今、常時集まっているのは二十数名ですけど、その中で、まだまだ会員は今から増やしていき、今後も勉強会等をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山下委員長 ほかに質疑のある方はございませんか。

質疑はないようなので、木村参考人は席にお戻りください。

それでは、以上をもちまして、参考人意見聴取を終了いたします。

私どもも御意見を十分に参考いたしまして、審査していきたいと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。5分間休憩いたします。55分から再開いたします。

(休憩)

○山下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、請願第3号の審査に移ります。

委員の皆さんの御意見を一人ずつお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。
金繁委員。

○金繁委員 審議に入る前に、2件の太陽光発電の工事停止と不許可処分についてなんですけど、1番目のほう、2017年のほう、直接、関係者、利害関係を有する方がいらっしゃるんじゃないかと思うので、除斥は必要ないんでしょうか。

○山下委員長 今、金繁委員からの話がありました。利害関係がある方がおられるから除斥するべきではないかという御意見ですかね。

委員の皆さんに意見を求めます。

それと、金繁委員に、その利害関係がある方、どういう利害関係があるのか説明できますか。
金繁委員。

○金繁委員 2017年の、口頭で造成工事の停止の命令をされた、もしくは指示をされた担当課長であられた方ですね。なので、直接的な利害関係に当たるのではないかと考えます。

○山下委員長 今、金繁委員からの説明がありました。ほかの委員の皆さんの御意見、ありませんか。

那須委員。

○那須委員 私はその内容を知らないんですけど、太陽光発電における不許可処分についてのときの利害関係者ということですか。

(発言する者あり)

○山下委員長 那須委員。

○那須委員 請願趣旨の中では、発電事業者に対する不許可処分における業者とのトラブルの補償問題と書いてありますので、そのときの利害関係者ということでしょうか。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 不許可処分と請願書の趣旨の中に書いてある、これ正確に言えば、2番目の2020年2月の不許可処分、これは別の担当課長がされているんですけども、その前の2017年ですね、そちらの事件のほうも含むという請願人からの申出ですので、そのときの担当課長。

○山下委員長 1枚目、2枚目とか、私、今、手元に資料ないんです。

○金繁委員 1番目。1番目。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 失礼しました。1番目というのは最初の事件、2017年のという意味です。

(発言する者あり)

○山下委員長 那須委員。

○那須委員 この請願趣旨を読みますと、不許可処分における業者とのトラブルについてということなので、そのための百条委員会というふうに私は取りましたので、2017年であったらそれは該当しないんじゃないかなというふうに思うんですが。

○山下委員長 今、那須委員から、請願趣旨が業者におけるトラブルと補償問題という内容の趣旨でありますので、2017年の件は補償問題には発展していないと私、理解しておるんですが。
金繁委員。

○金繁委員 確かに、この文面だけを読んで、その言葉に厳格に読むとそういうことになるかと思いますが、せっかく今日は参考人が来ていますので、これは住民からの思いを、今、聞いていただいたらどうでしょうか。

○山下委員長 傍聴者の質問は許されませんので。

金繁委員。

○金繁委員 参考人のです、私の言った意味は。失礼しました。木村さんの御意見を伺ったらいかがでしょうか。

○山下委員長 先ほども参考人の説明、十分説明していただきましたので、この請願の趣旨の内容の説明ということでしょう。17年と。

金繁委員。

○金繁委員 そうなんですけれども、今、新たに疑問が生じてきて、それを確かめる必要が出てきたので、参考人へそれを質問することを禁止する根拠はないと思います。ぜひ聞いてあげてください。

○山下委員長 これは委員会なので、委員の皆さんが決めることです。

委員長として、委員の皆さんに、参考人の説明を再度求めるのか、求めないのか。

那須委員。

○那須委員 確かに、参考人の、口頭では17年のことも少し触れられておりました、それは分かります。でも、委員会としては、請願趣旨にのっとった審議をしないといけない。この文面の裏側まで推測して議論せよというのはちょっとこう、議会のルールとしては逸脱をしとるんかなど。やっぱりどんな思いがあろうが、それは口頭で伝えられたんで私たちも十分理解しますけれども、審査の対象としてはこの請願趣旨にのっとった、その文面で審査をしないと、ちょっと、際限なく広がっていくんじゃないかなという気がいたしますが、ほかの委員の皆さん、どうでしょう。

○山下委員長 ほかの委員の方の意見、ございませんか。
金繁委員。

○金繁委員 那須委員のおっしゃることも分かるんですけども、そうであれば逆に、なぜ先ほど参考人が発言しているときにそれをただしていただけなかったのでしょうか。

今ね、発言を、参考人の発言を許さないというのであれば、限定するというのであれば、先ほど参考人が2つの事件を含みますとおっしゃったときに、この請願の趣旨を確定することができたわけですよ。それは委員会でせんといけんやないですか、その場で。せっかく参考人が来ているのに、その説明を聞いて、それが終わった後で、この趣旨を自分らで、委員だけで限定して解釈するということがおかしくないですか。そういうことが、先ほど思われたのであれば、参考人に対して、委員会としては1つに絞ろうと思うけれども御意見ありますかと聞いたらよかったんじゃないですか。

○山下委員長 那須委員。

○那須委員 そういう言い方もありますけれども、逆に言いましたら、私は請願趣旨に反して、ほかのことも付随しておしゃべりになっとるなというふうな気もいたしました。だから、口頭では、それは黙認というか、お伺いをただけなんで、請願趣旨にのっとった、その請願趣旨のままの説明が頂きたかったわけですけども、30分の、しゃべりますよと言った中で、口頭でそういうことを言われたんだろうなというふうに思います。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 今日、参考人の方が2つの事件を含みますと言われただけではなくて、先週金曜日ですかね、10日の議会運営委員会でも、もしくは請願を出すときですかね、やっぱり委員会か、私のほうに、紹介議員として、これは2つの事件を含むのですかという質問を委員長から頂きました。で、そのとき私は含みますと答えています。で、そのときに、2つはおかしいのであれば、おかしいと指摘していただきたかったです。今になって1つにするというのはおかしくないですか。

○山下委員長 これ、審査の内容を1つにするという意味ではなくて、我々はこの請願の内容に対しての審査だと思っとるんです。再度これ、参考人の説明っていうのは、2017年のことについての説明を求めるといことですか、金繁委員。

金繁委員。

○金繁委員 今、請願の趣旨の中にある事件を、2020年に限るとい発言が那須委員からありましたので、私は、参考人も2つ含むと最初に言われました。私も最初にこの紹介議員として説明したときに、文書の上では不許可処分における業者とのトラブルのみ、2020年の件だけを書いてありますが、2件とも含むんですかとはっきり質問をされて、そうですと答えています。そのときに何も指摘は受けませんでした、どの委員からも、委員長からも。ですので、当然これは2つ含む趣旨と、文言上はこうであっても含む趣旨ということを経験した方には御理解いただけたものと考えておりました。今になってそれを覆すというのは、理解できません。

○山下委員長 金繁委員の、理解できないのは分かりました。結局、もうこれ委員の皆さんの意見で。

まず、石川委員どうぞ。

○石川委員 今、議論されている内容は、あくまで除斥をするかしないかという問題で、2017年に関わる議員が、いるかないかはよく分かりませんが、除斥を求めるような、金繁委員の発言の趣旨はそういうことだと思いますから、もうこれ以上議論してもいけないので、除斥するかしないか、採決したらいいんじゃないんですかね。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 除斥するかどうかは多数決で決めることなんですかね。

○山下委員長 ルールは、議会は、原則、多数決のルールなんで、それで決めるしかないでしょう。金繁委員。

○金繁委員 本会議のときにも指摘させていただいたんですが、議長のほうに、除斥というのは、当然効力がもう及んでしまっているんですよ。直接利害関係がある方であれば、もうその方の出席というのはもう無効な状態なんです。なので、当然、退席していただかないといけません。それをただ委員長、議長は宣言するだけです。ただ、その場合でも、直接利害関係があるかどうか不明瞭な場合には、委員に諮って委員長が決することができるということです、だと思います私は。間違っているなら言うてください。

○山下委員長 思いですね。私は、直接利害関係があるのかなと。それは、どうも、あるとは私は思いませんが。委員の皆さんの意見を言っていたら。

(発言する者あり)

○山下委員長 今、傍聴人から、発言の……。

(発言する者あり)

○山下委員長 今、吉村議員からの許可願が出ました。

委員の皆さん、発言の許可、これはもう諮らんといけんで、発言の許可をすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○山下委員長 賛成少数です。意見の許可はできません。

暫時休憩いたします。

(休憩)

○山下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど説明したとおり、百条委員会の場合は除斥の対象になりますが、この請願の審査の場合は除斥の対象にはなりません。

委員の方のそれぞれの意見をお聞きしたいと思います。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 この百条委員会設置に関しましては、私は本議会で反対討論を言いました。それから考えは変わっておりません。それで、今回の請願に対して、趣旨のところにある、最後の、同じ失態を起こさないためのルールづくり、これに対しては、私は賛同いたします。というのも、私は本会議で反対討論した際に、百条委員会の設置の必要性はないけれど、調停中ということで、その結果によって議会が議論するべきであるというふうに議会でも申し上げたとおり、百条委員会にしても、原因追及云々とするよりは、それを二度と起こさないような是正あるいは改善、これを求めるのが我々の仕事であります。

議員といたしましても、もちろん、監視機能、そして政策機能があるわけでありまして、この同じ失態を起こさないルールづくり、これが今から我々がしなきゃいけないというふうに、参考人の3つ目の思いっていう、その3つ目ですね、これが必要だというふうに思います。

ですから今回の、この百条委員会云々というよりも、今後の政策として、この環境問題、太陽光問題ですよね、先般、同僚議員が一般質問で申したように、「愛南町の豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進する条例」、長くこの条例も、自然環境とか自然

美化、そういったことを目的に、こういう長々とした条例があります。ただそれが、今の条例だと、ちょっと問題があると。そういった条例の改正ですとか、あと、業者とのこういうトラブルになる前に必ず文書化するとか、これ、例ですけど、そういったことを我々議会としてはすべきであるというふうに考えます。もちろん、ルールづくりということに関しては一部、もちろん採択はいたしますが、この百条委員会を設置することに関しては、私の意見は不採択です。

以上です。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 申し訳ないんですけど先ほどの除斥に関して、百条委員会の設置後は除斥にかかるけれども、委員会の中で請願の審議をする場合には除斥には当たらないということなんですけれども、その根拠条例、法的な根拠は何になるんですか、どこになるんですかね。また手続きのね、違法という欠陥があったらまたやり直さないといけないので、確認させてください。

○山下委員長 説明できますか。

本多事務局長。

○本多事務局長 その法的な根拠云々の部分については特になくて、もう内容で、その内容について審査するしかないかと思うんですけども、例えば、百条調査委員会が立ち上がった後、ある該当する議員が、個人の責任について追及されるような場合がありますと一身上ということで、除斥をする必要があろうかと思うんですけども、例えば百条委員会を立ち上げるということだけで、除斥の該当にはならないということについては確認をさせていただいております。

仮に、例えば議員が、おそらく前提として、反対するだろうという前提の下に除斥のことが話されているんじゃないかというふうに私はちょっと取ったんですが、仮に賛成するかもしれないので、それを基に判断するのはいかがなものかというふうに考えております。

以上です。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 法的根拠なく、除斥をそのように解釈して、この場で除斥を排除するというのは非常にまずいと思いますよ。これ、しっかりと法的な根拠をもってしないと、またこれ、委員会の手続の欠陥ということで、やり直さないといけなくなるんですよ。この議員必携にも書いてありますけれども、除斥とは、議会における審議の公正を期するために、利害関係を有する議員は、審議事件と一定の利害関係を有する議員は参与することができないとする制度ですよ。これに当てはめたときに、これ、審議事件と一定の利害関係を有する議員、この請願によって百条委員会を立ち上げられて、議会の調査権の執行によって、参考人もしくは当事者としてここに呼ばれて、答えないといけない方ですよ。その方はまさに利害関係がある方じゃないですか、この請願に関して。何より、法的根拠なく除斥に当たらないと言い切るのは大変問題ですよ、公務員として。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 すみません、法的根拠なくということでお話をされましたけども、一回、私どもも、前回、本会議の中でしたかね、百条調査委員会の設置の際に除斥の話が出まして、その後、全く同じ事例について、県の町村議会議長会のほうに、こういった事例があったんですけども、どういった対応が適切だったでしょうかと問合せをさせていただいたところ、その回答として、百条調査委員会を設置する段階で除斥に該当する議員はいないという回答を得ておりましたので、それを基に説明をさせていただきました。また、先ほど、この除斥の関係については、最終的に委員長のほうで判断ができない場合は、またこの委員会の中で判断をされればいいのかというふうに考えております。

以上です。

○山下委員長 今、説明がありました。

金繁委員。

○金繁委員 じゃあ県議会のほうに問合せをされたということですか。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 県の町村議会議長会です。

○金繁委員 はい、分かりました。

○山下委員長 はい。

○金繁委員 じゃあ、議長会のほうに問合せをしていただいたということで、除斥に当たるかどうかというのは、まさに、この木村さんの請願書の内容を伝えた上で、その結論をお答えいただいたんですか。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 先ほど言いましたように、問い合わせたのが、前回の本会議の中で、百条委員会の設置についての際に除斥のことが問題になりました、その際です。いわゆる百条調査委員会を設置するという、そういった議案が出た場合には、除斥の必要があるのかということについて問合せをさせていただきました。

以上です。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 そしたらまたこのケースは別だと思っんですよ。この請願の中で、当時の担当課長だった方が、今まさに百条委員会がもし立ち上がったら、参考人なり当事者として呼ばれる可能性があるという、私は利害関係に、直接利害関係のある方に当たると思っんですけれども。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 すみません、私のほうに質問していただいておりますけども、最終的にはそれについては、委員会の中で決定していただければと思います。

○山下委員長 そうです。今、金繁委員が局長にの質問なんですけど、これは金繁委員の意見。私たちは県の事務局に聞いて、百条調査の設置をする場合、除斥に当たるのか当たらないかを確認して、当たらないということで局長から確認をしておりますので、もうその件の話はこれで終わります。

金繁委員。

○金繁委員 委員長、今、委員長がおっしゃられたことは、局長が説明してくださったことを繰り返されたと思っんですけれども、私が局長のほうに申し上げたことをもう一度言いますが、この請願の中に出てきている第1の事件、担当課長がいらっしゃるわけですよ。その方はまさに当事者として、直接利害関係者として、参考人もしくは当事者として、私たちの調査権の執行によって、ここに出てきて証言をしなければならない。その証言を、出頭義務というのはもうこれは法的な強制力のあるものです。非常に強力なものです。ですので、除斥事由に当たるかどうかってというのはもうこれは事実かどうかですから、私たちがどう解するかじゃなくてしっかりと法的根拠、そして事実を見て決定しないとイケないと思っんですよ。簡単に、いや百条委員会はまだないけんって、そういう決め方をしたら、また手続の瑕疵で、何回も言いますけどやり直しせんといけんなる。もうそれは、もう恥やないですか。町民の信頼を失いますよ。ここはしっかりと今、県のほうに聞いてきたらどうですか。

(発言する者あり)

○山下委員長 吉村委員外議員からの発言の要請がありました。

(発言する者あり)

○山下委員長 休憩中の説明は何の拘束に、何もありませんよ。ただ自分がしゃべるだけで。まあ、休憩中に自分がしゃべるのなら。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 私が張本人なんですけど、張本人としては、百条委員会を設置することに関して、

直接の利害関係はないとは思っています。これは地方自治法に照らしても間違いないと自分では思っています。

(発言する者あり)

○山下委員長 金繁委員、発言の場合は許可して、挙手で、お願いしますよ。

○嘉喜山委員 この問題については、原因は、私は特定されていると思っています。多少、現場の認識の違いはあると思っていますけど、これ以上の調査の必要性はないと思います。

ただ、2017年の問題に関して、除斥云々になるのであれば、私は除斥する必要はないと思っていますけど、除斥します。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 今、嘉喜山委員の説明がありましたけれども、2点質問させてください。

1つは、地方自治法に基づいてとおっしゃいましたけれども、何条になるのか。2点目、私は直接の利害関係人に当たらないと思うとおっしゃいますけれども、それはなぜそのように思われるのでしょうか。2点お願いします。

○山下委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 根拠法令は自治法117条ということで、理由につきましても、直接、文言を読む限りで、一身上の都合とかそういうことでありますし、私は個人的にした覚えもありませんので、直接の利害関係にはないと思います。でも、これ以上審議を遅らせることはできないので、除斥してもらって結構です。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 今、嘉喜山委員から、地方自治法117条の直接利害関係人に当たらないと言われたんですけども、議員は自己もしくは親戚ですね、の一身上に関する事件とあります。なので、今まさに議員でいらっしゃるの、これは一身上に関する事件に当たるんじゃないんですかね。

○山下委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 その辺については、個人的な見解もありますので、この場でどうこう言うつもりもありません。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 まさにそこがこの除斥の規定である117条、直接の利害関係のある者の定義ですよ。ですので、やはりこれは当時の担当課長であったということ、そして、まさに工事停止を命令もしくは指示されたということで、私は直接利害関係人に当たると思われます。

○山下委員長 ちょっとこの話をまとめると、今、金繁委員は、担当の当事者の議員がここにおられるので、その方が除斥の対象ではないかということをお聞きしとるんですよ。

○金繁委員 はい、そうです。

○山下委員長 分かりました。

ちょっと暫時休憩いたします。

(休憩)

○山下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今、ちょっといろいろ意見が出まして、混乱をして前に進むことができません。

今、本人からの申出で、除斥をしたいという申出がありました。皆さんの御意見をお伺いします。

本人の意思に沿って、嘉喜山委員が除斥することに賛成の方、挙手をお願いします。

石川委員。

○石川委員 2017年の件だけを捉まえて、本来この請願書の書面の中で、本来審議すべきなんですけど、参考人の述べられたように、今、2017年の案件も入れてということなんで、もし2017年に関する利害関係者がこの中にいるとしたら、2017年の件だけを除斥すると。2020年の件についてはまた入っていただいて、除斥を解いて審議するという方法もあろう

かと思えます。

○**山下委員長** 今、石川委員からそういう断片的な除斥、部分的な除斥の提案というのがありました。ほかの委員の、本人の申出どおり、今回の委員会をスムーズに進めるために、本人の意思を酌んで除斥さすことに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○**山下委員長** 賛成少数ですので、嘉喜山委員の除斥はありません。

これ、今から審議しても、まず議題に入るまでに、この除斥の問題ですずっと永遠に話が続きと思えます。これは、今期間中に結論が出せないと思えます。そこで私、提案なんです、継続審査にさせていただきたいんですが、委員の皆さんの意見を伺います。

金繁委員。

○**金繁委員** もう審議にね、入ると決めたんでぜひ審議して、一応の結論を出していただきたいです。除斥に関しては私一人が、御本人の意思を尊重してと今、委員長がおっしゃったことに賛成してほかの方は賛成されませんでしたけれども、皆さんがそうであるというなら、除斥なくっていいということであれば私はそれに従いますので、ぜひ審議して結論を出してください。

○**山下委員長** 早くその意見があれば、もっと早く進みました。

それでは、審議を続けていきたいと思えます。

今、2名の方の御意見を伺いました。あとの委員の方の御意見。

石川委員。

○**石川委員** 私、これは本会議でも反対討論で述べさせていただいたんですが、町長が、はっきりと、今、司法手続といいますか、調停に、まだその当時は入っていなかったんですけど、交渉中ということで、交渉が終わったらしっかりと町民の方々に説明するということでしたので、まずはこれ一番大事なことは、御迷惑をかけている第三者に対して早く補償すると。もし愛南町のやったことが間違っていたら、それはもう愛南町としてやらないといかんのは、第三者に対して、責任があれば賠償していくということが一番大事なことで、その後、愛南町の中のことは、十分その後に、説明を受けた後にできるんじゃないかなというふうに思って、反対討論をさせていただきました。その気持ちは今でも変わっていないので、これははっきりと、相手方があることなんですけども、はっきりとした段階で、原因究明を含めて、しっかりと町長が説明されると私は信じておりますので、そこに疑義が生じた場合にどうするかっていうのは、また別途、議会の中で議論していったらいいんじゃないかなというふうに私は思っています。

以上です。

○**山下委員長** 続きまして、金繁委員の意見まだお聞きしていないので。

金繁委員。

○**金繁委員** 私は本会議でも賛成討論をしておりました。もちろん、この請願の紹介者でもありますので賛成です、結論は。

理由のほう、申し上げます。先ほど石川委員のほうから、町長が、この交渉が終わったら説明するのだからとおっしゃっているのだから、それを待たばいいという趣旨の御発言がありましたけれども、こうしている間に町民の血税、本来ならば町民の福祉に使われるお金がどんどんこの事件の考証に、だらだらと流されていっています。議会に対しても十分な説明はありません。

そして、考証が終わったらということなんですけれども、私の一般質問の中でも、責任はもう全て私にある、事業者さんには一切責任はありませんと事実関係を断言されておりますので、交渉中であっても、もう町がこれ以上失うものはないんです。ですので、交渉が終わったらというのは詭弁です。

一般質問の中でも聞きましたけれども、早急に、町長、最終責任者である町長はもちろんのこと、当時の担当課長、2020年2月の不許可処分の担当課長は、今も課長で、現職でいら

っしやいます。その方たちが早急に責任を取っていただくことが町民の願いであると私は思います。

町長はあと3年あるんですけれども、これから、昨日ですか、この件調停があったようですね。で、もし裁判となっていけば、だらだらだらだとこれから何年もかかるでしょう、お金もかかるでしょう。それを待つまで、私たちじっとしているんですか。それでいいんですか。それが町民の信託を受けた議員、議会のすることでしょうか。裁判終わるまで待つんですか、交渉中だからと。

この、待ちましようとい、石川委員から思い切りのいい発言がありましたけれども、私は町民の大方の意見はそうじゃないと思います。そして、この担当課長さんは来年の3月末で退職されます。一切の責任は自分にあると、愛南町側にあると町長はおっしゃられながら、もし3月末までにこの交渉が決着しなかったら、この方は公務員として定年退職、一旦される。そのときに満額の退職金を受け取って、そして年金をもらう生活に入っていく。それが許されますか。私は、町民は……。

○山下委員長 金繁委員、簡潔にお願いします。

○金繁委員 はい、もう終わります。

町民は許さないと思います。悪いことをして、町民のお金を使って、その方が満額の退職金もらって辞めていくのを、考証中だからとじっと見守っている、何にもしない議会。町民の信頼を失墜すると思います。私はこの請願に賛成します。

以上です。

○山下委員長 続きまして、嘉喜山委員の意見を尋ねます。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 先ほど触れたんですけど、当時、2017年については私が関わっている問題です。で、2020年、私は地元の住民ということで言わせてもらおうと、危険性は確かにありました。それを指導しないほうが私はおかしいと思っています。今の、現職の課長の指導については問題はなかったと思っていますし、役場の一連の行動についても問題はなかったと思っています。ただし、最終的に条例の適用を間違ったということに尽きるとしています。それで、この問題については、原因の特定はされていると思っています。

先ほど石川委員も言われたように、調停の結果を待って、それで、その後町長は説明すると言っとるわけなんで、それを待ちたいと思っています。今回、請願に関しては、私は反対の立場です。

以上です。

○山下委員長 以上、委員の皆さん全員の意見が出ました。

もうこの辺で採決をしたいと思うんですが、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 それでは、本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山下委員長 採択に賛成少数により、本請願は不採択といたします。

続きまして、報告書、どういたしましょうか。

金繁委員。

○金繁委員 私一人がこの請願に賛成したということで、ぜひ少数意見として、報告書の中に、先ほどの私の発言を入れていただきたいと思います。お願いします。

○山下委員長 はい、分かりました。

ほかの方の意見ありませんか。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 委員長一任でいいと思います。

○山下委員長 今、委員長一任という声が出ましたが、それでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 では、そうさせていただきます。

それでは、長時間にわたり御審議いただきどうもありがとうございました。

これで、百条特別委員会を設置し早急な原因究明の請願、審査を終了いたします。

どうもお疲れさんでした。

(休憩)

○山下委員長 定刻になりましたので、引き続き請願審査を行います。

請願第4号、那須芳人議員の問責についてを議題とします。

本多事務局長。

○本多事務局長 失礼します。すみません、最初に報告をさせていただきます。

12月10日の議会運営委員会におきまして、ホームページ用の議事録の個人名を伏せた経緯についての議論の中で、町民の方から修正の要請があったかのような説明がありましたが、事務局が理解している中では、そのような事実はありませんので、改めて説明をさせていただきます。

議会事務局長から町民の方に対して、個人名を伏せてホームページに掲載することの提案をしたもので、決して町民の方から個人名を伏せることについて要請があったものではないことを、重ねて説明をさせていただきます。

以上、報告をさせていただきます。

○山下委員長 原田議長。

○原田議長 私のほうからも、その件に関しまして一言言わせてください。

今、事務局が申しましたように、12月10日の議会運営委員会の中で、例の削除した委員長名の削除、黒塗りなんですけど、それをした件につきまして、私は当人から要請があったような発言をしてしまいました。誤解を招くような発言をしてしまいまして、町民の方や、また委員の方に大変御迷惑をかけたことを、ここへお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○山下委員長 それでは早速、審査に入る前……。

金繁委員。

○金繁委員 事実の確認をさせてください。

今おっしゃられた、事務局長と議長の発言の内容なんですけれども、そしたら12月10日の議会運営委員会の中で、本多局長のほうは、ホームページ掲載したときに一町民の方から御意見がありとおっしゃいましたけど、これは事実ではなかったということですね。

そして、すみません、もう一点、議長のほう、山下委員長のほうから、名前を書かれた本人からの希望があったんでしょ議長と問いかけて、それに対して、その点につきまして本人から申出がありましたと言い切っています。で、その後に、それを尊重して名前だけを黒丸にしたとおっしゃっています。これも、申出がありましたというのは事実ではなかったということではないですかね。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 町民の方から御意見があったのはあったのですが、いわゆる、自らが、名前を伏せてくれという、そういった申出はなかったということです。

以上です。

○山下委員長 よろしいですか。

それでは、まず、那須委員の除斥をいたします。

(那須芳人委員 退室)

○山下委員長 議会運営委員会に付託された本請願を審査するに当たり、請願の趣旨等を伺いたく、

委員会に参考人として出席要請したところ、本日の審査のためにお時間を頂き、本当にありがとうございます。それではどうかよろしくお願ひいたします。

○鷹野副委員長 それでは、参考人の紹介をいたします。大森壽人様です。

それでは、御意見を伺う前に、注意を申し上げます。先ほど言いましたけど、本人様からもう一度言ってくれという要請がありましたので、注意を申し上げます。

1点目、意見を伺う時間ですが、30分程度とさせていただきますので、御協力をお願いいたします。2点目、本件請願の範囲内の発言をお願いします。3点目、委員から質疑できますが、参考人から委員への質疑はできません。4点目、意見を伺った後、審査を行いますので、本日中に結果が出ない場合もあります。御承知おきください。

それでは、委員長お願いします。

○山下委員長 それでは、早速、審査を行います。

請願第4号、那須芳人議員の問責について、参考人から趣旨説明を求めます。

参考人、よろしくお願ひします。挙手にてお願ひをいたします。

大森参考人。

○大森参考人 大森です。よろしくお願ひいたします。

請願書に基づいて説明をしたいと思っておりますけれども、その前に1点だけ確認をさせていただきたいと思っておりますが、那須議員は私の発言について聞く機会はあるわけですかね。隣、マイクとかあるんですか。

情報共有という点から、やっぱり私は一般的なものの考え方として、聞いた上で反論とか弁明とかするのが、今日的な法の精神ではなかろうかというふうに思います。

○山下委員長 事務局、その点どうなっていますか。

本多事務局長。

○本多事務局長 弁明については、12月10日の議会運営委員会のときに行っていたいております。で、今現在、除斥されておりますので、ここで発言することはできません。

○山下委員長 那須委員が、局長、那須委員が大森参考人の説明を聞く、聞かれるのか聞かれていないのかってということなんですよ。聞く機会。

○本多事務局長 現在はもちろん除斥されているので聞く機会はないんですが、あとはもう会議録で確認をしていただく必要が、しかないかなと思います。

○山下委員長 大森参考人、今回は同時に大森さんの説明を那須委員が聞くことはできません。後で会議録です。よろしいですか。

はい、どうぞ。

○大森参考人 そうしたら説明を始めさせていただきたいと思っております。

請願書の趣旨にも書いてありますように、9月10日、17日の総務文教委員会において、請願第2号の審査が公開で行われました。そのときに、那須委員が、令和2年発議、2号の決議、いわゆる請願書の中では「元年決議」と申しておりますが、それに関連した一連の発言があったので、それについて問題があるということで、私のほうが問責を請願している次第です。

この「元年決議」については、この付託された議会運営委員会の委員、それから傍聴に来ておられる議長・副議長は御存じの方が多くはございますけれども、「元年決議」について直接は御存じない委員もおられるということで、多少ちょっと重複するかもしれませんが、内容について簡単に触れさせていただきたいと思っております。

要するに、吉村議員に対して、私生活にわたる内容の紛争を基に、それも民事の調停では、民事紛争でしたが、民事紛争は調停で終結する案件について、それを捉えて、いろいろ中身はありましたけれども、議員たる資格がないという表現で決議案が出されて、それで10対2でしたかね、という形で可決され、私としてはこれこそ、やっぱり問題があるんじゃないかなということで、先ほど申しました9月10日、17日の新たな決議についての請願を出した次第

です。

ちょっと古くさいですけども、論語に、過ちて改むるにはばかりことなかれという言葉がありまして、古来から、誤ったと、間違えたと思ったらやっぱり正していくと、是正措置をしていくというのが人の道だというのが、古来からの教えだというふうに思っております、それをすんなりとやっていかないと、政治というのは信頼関係だったと思います。住民から信頼されるかどうか、そういう意味で議会というのもまさに政治の中枢にいるわけなので、その対応に心がける必要があるのではなかろうかなというふうに思います。

私は那須議員とは、私、18年前に京都からこちらへ移住してきました、定年退職直後に移住してきましたが、その前にもずっと興味・関心があってこちらのほうに毎年のように伺っていたんですけども、那須さんには本当にお世話になったんです。で、那須議員は、まだ議員にはなっておられていなかったですけども、非常に地域活動に熱心でして、非常に御指導をやり、あるいは……。

○山下委員長 大森参考人、那須議員についての説明はよろしいです。省いてください。

○大森参考人 那須議員に対しての関係性については、那須議員への問責を言うているわけなので、ちょっとだけお断りしておきたいと思ったんで、説明をしておきたい。何も昔から恨みがあって何かしとるとということではありませんという話です。

そういう状況の中で、ある時期、ある件からちょっと疎遠になって離れているわけですけども、非常にその手腕というんですかね、それについては敬意を持つと。そういう前提で話を聞いていただければありがたいなというふうに思いますが、今回の件、この一連の関係については首をかしげることが多いので、特にこの2号決議といいますか、今年度の9月の総務文教委員会の中で発言されたことについて、非常に問題性があるということで、請願をしている次第です。

特に、その中で、この請願書の趣旨の①にも書いたんですけども、9月10日の議事録、会議録に、見ていただいたらきちっと載っていますけれども、那須議員は「土居さんは、あれはまちごうとる」という発言をしておられます。元年11月の本会議で、当時の土居委員長、懲罰特別委員会の委員長が、決議の提案が、要するに地方自治法132条の条文に違反するものと判断し、戒告の懲罰を課すことを全会一致で決定しましたという懲罰委員会報告をしたことを指して、懲罰委員会での自身の発言を、秘密を暴露するような形で、漏えいするような形で、協議の途中では那須議員自身は懲罰処分に反対したということでおっしゃったって。

さらに、それで、全会一致ではないということから、間違うとるということ位置づけているわけですけども、基本的に懲罰委員会での報告というのは土居委員長の報告が全てでして、その中で、最終的に那須議員が懲罰委員であったわけですけども、戒告に賛成していることは明らかですので、自分の発言という秘密の漏えいに加えて、間違った事実をもって土居さんの名誉を毀損していると、こういう事実があります。

それから2点目に、9月17日のほうの文教委員会のほうで、総務文教のほうで、全会一致とか多数決でやると秘密の漏えいになるんじゃないかなと、事務的な、自分では判断をいたしましたということを言っておられるわけですけど、これちょっと解説すると、全会一致とか多数決でやるといって表現で、そういう表現を使って委員会報告をやると秘密の漏えいになるんだという意味で、土居委員長の発言を非常におとしめて表現しておられる。それが秘密の漏えいになるんじゃないかなと、自分では判断をしました。それはね、今年の9月17日におっしゃったわけで、土居委員長が報告した令和元年の10月1日には、そういう指摘はされておられないんですよ。後になってそういうことを、自分の秘密の漏えいまで含めて言われるということは、非常に問題じゃなかろうかなというふうに思います。

それからさらに、9月10日に、吉村議員が総務文教委員会で、懲罰委員会で懲罰の決定を全会一致で当時しています。そういうことからして、これはちょっと私の付け加えですけど

も、そういうことからして、少なくとも懲罰委員会の委員であった那須議員も含めて、違法やということは分かっているということを発言されたのに対して、那須議員は、吉村議員、懲罰委員会には吉村議員は直接は出ておられないので、報告だけしか分からないわけですが、懲罰委員会の議事内容を漏えいして、私は戒告には反対したんだと。戒告を反対したことと、戒告という処分をすることは反対したと。一度、反対したと。最終的には賛成したということの後から、その懲罰委員会の中でもおっしゃっているわけなんですけれども、そういうことを言うて、あたかも何か自分が正しいことを言うとして、土居委員長が間違っているとすることを裏づけているような形の発言をしておられます。

それから、9月10日に那須議員は懲罰委員会の内容を漏えいしておられるわけですが、中野議員が懲罰について議員辞職の意見であったと。自分は一番軽い戒告ということ言うたけれども、ほかの人も戒告はほとんどやっただけですが、中野議員が議員辞職と、これは恐らく除名のことではないかと思えますけれども、いう表現で言うておられます。ですからね、自分はよくて中野議員がきつ過ぎるというような印象で物事を言うておられるわけですが、ただこの時点で、要するに私が言いたいのは、秘密の漏えいを第三者も含めて言うておられる部分があるなというふうに思いますし、これは愛南町議会の会議規則だったと思いますが、要するに秘密会の秘密は、秘密の連続性がある限り、秘密を漏らしてはいけないんだと。ですから那須発言の後には、秘密性は断続しているというふうに、断絶しているというふうに申し上げたいということで説明をさせていただいたと。

それから、9月10日に那須議員はこういう発言もしておられます。議会議決に関して、「やっぱり1度決めてしまったら、それが正しかろうが正しくなからうが、それはそのまま置くべきです」というふうにおっしゃっているわけですが、これは最初に私が申し上げたように、過ちて改むるにはばかることなかれという、古来からの政治哲学とはちょっと違うなと思っている次第ですが、これは批評の場ではないかもしれませんが遠慮しときますが、「元年決議」自体、吉村議員に対する辞職勧告決議は、元年時点で愛南町議会の決議案の提出者、それから提出に賛成した人、さらには決議の採決において賛成の意を表された人、そういう関係の、個々の関係がいるわけですが、それを合わせて最終的に愛南町議会の意思ということで、社会的に評価される話です。

この議会の決議については、これは事務局からも審議の途中で説明がありましたけれども、決議自体は法律的な効力はないんだけれども、修正や取消しのできない、永年保存文書として、愛南町にそのまま置かれるということで、なります。どういうことかということ、要するに、現時点でも、元年事態の、愛南町議会の吉村議員辞職勧告決議があつて、その中で吉村議員は議員たる資格がないとまで言うているわけですから。そういう愛南町議会の総意としてそう言うているわけですから。それが残っているわけですね。

ただ、9月請願の趣旨は、現時点での議会の意思を新たな決議として示し、そして、新たな、前の元年決議の効力、効果を、効力と言うたらちょっと語弊があるようにも思いますので、効果と言ったほうがいいかもしれませんが、事実的な効果を事実的に打ち消すような新しい決議をするべきではなかろうかという話を提起しているわけです。

先ほども言いましたように、正しくない決議を黙認することは、本当に議会の品位、権威に関わると。議会を構成する議員だけじゃなくて、議員を選出した住民や、愛南町全体の品位や権威も疑われる問題だというふうに思っています。ですから、那須議員が議会議決案について、一度決めてしまったらそれが正しかろうが正しくなからうが、それはそのまま置くべきです。物理的には、那須さんが言おうが言うまいが置かれるわけですが、ただ、議会の意思として、新たな意思でもって、少なくとも現時点の愛南町の意味、愛南町議会の意思はそうではないということを示すというのは、非常に求められることではなかろうかと。那須議員は論点をそらしているんだなというふうに思います。

那須議員のこれらの発言は、議会活動において生じた問題発言であるので、愛南町議会の主体性をもって、以下の3項目について、適切に対応するよう請願しているわけですが、私から言わしてもらったら、本来的にはこれは議会が主体性を持って対処してほしいと。請願を待つでなくて、なしてほしい。「元年決議」についても、新聞で取り上げられたときに、当時の議長が、132条に抵触するということについては、不勉強で知りませんでしたという発言をされました。もってのほかやと思って。それから132条だけじゃないですね、「元年決議」については、今でもそうですけれども、愛南町議会は議員の申合せ事項というのがある、その中では他人の私生活にわたる発言は禁止ということになっている。それを無視して、知らなかったとはよう言わんとしますけど。そういう形で議決がされていると、決議がされていると。そういう過ちを繰り返して重ねてきているわけなんですけれど、そういうことを議会のほうが分かっと思ってずると来るとというのが問題やなあというふうに思って、あえて一介の町民としてですが、紹介議員を頂いて、請願をした次第です。

これに関して、何とか是正を図ろうということで考えただけに、証拠書類がなかなか出てこなかったと。途中で内倉議長のほうに、あなた恥の上塗りやいうて新聞記者にも言うているような話やから、内倉議長のときに、内倉議長の手でしようときに……。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 請願の内容と何かかなり離れた内容をしゃべられておるようなので、請願についても少し簡潔に、正確に伝えていただいたと思います。

○山下委員長 大森請願人、よろしくお願いします。

○大森参考人 請願に密接する、関係する話なんでね。私が何で請願せんらんのかという話であって、それを分かっていた必要があるだろうな、今後の請願の審査にも関わる話だと思うので。そういう、内倉議長にもお話した、それから陳情も出した、それから請願を出すちゅうときに土居委員長、当時まだ在職中の、あれを相談した、そのときに、やっぱりね、理解してもらわなかったら、議員の皆さんに理解してもらわなかったら、なかなか紹介議員なるのもしんどいっていう話もありまして、それで、そのときに一番ネックになったのが、副町長から内倉議長に対してちょっと文書が出とって、それで、それがネックになって、もう議会ではこの問題は取り上げんとうこういう流れができてきとったと。そういうことも含めて、一生懸命、そしたらその文書を出してくれということで裁判まで起こして、結果的にはね、私負けたんですよ。何でやいうたら、内倉議長がもうごみに出してしもた言うて、なくなるとるから出せませんちゅう話。そんなことを続けとったらね、議会の権威とか、信頼というのがなくなりまっせと。だから私は改めて、この9月の請願については、細部をほじくり出すということではなくて、瑕疵があったということは前提として、それで、それを認めて今後起こらないようにということを含めて、新たな元年の決議が今後も尾を引くと、事実的な効果は残るということを食い止めていこうということで請願を出しとる次第ですけれど。

そういう中で、那須議員が状況をよく分かっておられるにもかかわらず、「元年決議」について、土居委員長が懲罰委員会で、全会一致であれば問題やったと、違法やったとということで報告をされたわけですが、その報告が採決のときに、那須議員と委員だった公明党の議員が退席されて、それで、何かよく聞く、賛成少数で否決になったと。恥の上塗りみたいな話になると。ただそれをいつまでも蒸し返すんじゃないくて、9月の請願で、何とか前向きに取り組もうという話を申し上げたわけですが、それを那須議員がえらい、那須議員はこの経過でも分かるように「元年決議」の提案には直接関わっていなかったわけですが、賛成はされたんですけど、ただ、懲罰委員会の委員としては、あれは問題があったということは認めて、最終的には戒告という懲罰にも賛成しておられる。それなのに、今後もうそういうことはもう卒業して、融和を図って、もっと議会は調整のために前進しましょうということ、その9月の決議で申し上げたんですけど、結果的に、私からすると那須議員の、問題のある

と、秘密を漏えいするような、問題のある発言によってかき回されたというふうに思って、非常に納得がいかない。

請願事項に書いてありますように、一連の発言について調査してと、事実確認を、先ほどもちょっと申し上げた話は、要するに私がこういうことを申し上げているということも、那須議員が十分、情報を共有して、それで那須議員なりの言い分というか、思いもあると思いますから、議会としてそれを聞いて、それでその上に立って、公平公正に判断していただいて、円滑な議会運営がされることを目指して、愛南町議会として対処してほしいというのが第1点目の請願事項です。

それから2点目には、発言の相手先に対してこれは完全に礼を失していることがあるなど。もうお辞めになったというか、土居議員に対する発言、それから吉村議員に対する発言、中野議員への言及、それから、これは町民、議員、あるいは……。

○山下委員長 大森参考人、もうその説明は何度も同じ説明されておりますので、その説明はよろしいです。一応30分ということなので、もうそろそろ30分になりますので、簡潔にお願いします。

○大森参考人 そういうことで、礼を失している場合には、主体的に本人で是正に取り組んでほしいと。それから、特に那須議員は、非常に守秘義務等については熟知しておられる方だと。その責任を明らかにするために、愛南町議会としてはきちっと問責をしていただきたいということ、3点を請願事項として挙げている次第です。

○山下委員長 はい、分かりました。

ただいま、参考人からの趣旨説明が終わりました。

それでは、委員の方から何か参考人に対し、確認並びに質疑はございませんか。

石川委員。

○石川委員 もう既に委員会の中で謝罪はされておるわけなんです、それを御存じでこの請願を出されているのか、そこだけ。

○山下委員長 大森参考人。

○大森参考人 謝罪と反省というのはね、違うと思うんです。委員会の中でも私、発言を聞いてますんでね。謝罪という発言は、何回か言われました。私は、反省は自分自身に内なるもんだと思うんです。謝罪というのは相手方ですね、相手方あつての謝罪なんで。相手方に謝罪をされたのかどうか。私はその秘密会自体の内容は詳しくは知りませんでしたので、早速に、土居さんに、発言があつた直後に、土居さんに確認に行ったとき、何かそういう発言があつたけれども何か謝罪には来られましたか言うたら、いやという話でございましたので、今になっても謝罪をしておられないんじゃないんですかね。

○山下委員長 今、石川委員からは、謝罪があつたということを知っているのか知っていないのか、聞いているのか聞いていないかをお聞きしとるんで、その謝罪がどうかということを知っているわけではありません。それを石川委員が確認のための質問です。

○大森参考人 もう少し限定的に言うと、9月17日ですかね、那須議員が謝罪をされたという発言、謝罪するという発言があつたということを知っていないかということですか。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 既に委員会の中で、この件に関しては、委員会として謝罪文を受け入れておりますし、そのことを参考人が知った上でこの請願を出されているのかどうかという質問でございます。

○山下委員長 大森参考人。

○大森参考人 委員会が謝罪を受け入れたというふうな認識を私は持っておりません。

○山下委員長 今、大森さんは、大森さんの意見で、謝罪を受け入れたということは認識していないということなんで、石川委員それでよろしいですか。

金繁委員。

○金繁委員 お二人の今、石川委員と大森さんの発言がかみ合っていないと思ったんですね。それは、石川委員がおっしゃっているのは、請願事項の3の点についてだと思います。大森さんがおっしゃった9月17日において、総務委員会において、那須議員がおっしゃられた、秘密会の内容を話してしまったので取り消したいということで、謝罪の明確な言葉があったかどうか私は覚えていないんですけど、でも、本人が反省されて取り消したいということだったので、私もそれを賛成しました。それがこの請願項目の3番目のことだと思います。

その点と、例えば請願項目の2、特に発言の相手方に対して礼を失っている場合にはという相手方、ここは那須議員ではなくて、おそらく土居元委員長になるんだと思うんですけども、ですので、1、2、3、分けて検討したほうがいいと思います。

で、分割審議ができるかどうかなんですけども、私も今日、全国の町村議長会の、東京のほうに、本部のほうに確認しました。できるということでしたので、ぜひ分割してお願いします。

○山下委員長 大森参考人。

○大森参考人 秘密の漏えいというのはですね……。

○山下委員長 大森参考人、趣旨説明、説明員なんで、自分の意見はここで述べることはできません。許可がない限り。

○大森参考人 この3個目の説明をしとる。

○山下委員長 許可がない場合は発言はできません。

請願審査に当たり、参考人は説明ですよ、請願についての趣旨説明なんで、今、金繁委員の発言は趣旨の、進行の内容ですよ、委員会の進め方を協議していますので、これは、やっぱり委員会は委員長が進行を進めるもので……。

金繁委員。

○金繁委員 もちろんです。ただ、今の大森さんと石川委員の発言がかみ合っていないと考えましたので、大森さんは請願項目の3に限定しておっしゃっているということをお願いしたんです。また、項目を分割して審議するかどうかは、後ほど審議に入るときにお願いします。

○山下委員長 大森さんに対する質疑なんです。ありませんか、委員の皆さん。

(「なし」と言う者あり)

○山下委員長 ないようなので、これで質疑を終わります。

大森さん、どうもお疲れさんでした。傍聴席にお戻りください。

ここで、暫時休憩をいたします。50分から再開いたします。

(休憩)

○山下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、金繁委員から、請願事項の1、2、3、別々に採択をすることができるんで、どうかという意見がありました。ほかの委員の皆さんの意見をお聞きします。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 全国的にも事例あるかもしれないんですけど、件名が1件だけになつとる以上、もう全体でいいんじゃないかなと思うんですけど。私としては。

○山下委員長 ほかの委員の方、御意見。

金繁委員。

○金繁委員 私のほうから補足させていただきます。

全国町村議長会事務局、東京のほうにお聞きしました。で、項目別にできるけれども、委員会の中で項目別にしない、一括って決まれば、それはそれでできるということです。

なぜ分割することができるかという、やはり請願を出すのは町民の意思なので、その意思をできるだけ尊重しようと思ったら、1は意思を理解して賛成できるけれども、2についてはできないという、議員さんの中、そういう議員さん、いて当然です。なので、1つの項目でも町民の意思を尊重することができるように分割するんですよというふうなお話でした。

以上です。

○山下委員長 ほかの委員の意見、ありませんか。

これは、この進行はこの委員会で決めることなんで、ぜひ意見がないと前に進みませんので。今、金繁委員は別々にと。嘉喜山委員は一括でと。

石川委員、意見。

石川委員。

○石川委員 審議は1項目ずつ審議したとしても、トータル1人1項目ずつ各委員の意見を聞いて、総合的に、最終的にはどうするかというのは決めていったらいいんじゃないかと。審議だけは各項目ごとやって、この1つのお題目の請願の採択については1つでやるという形で、最終的に総合的に各委員が判断されたらいいんじゃないかなというふうに思いますけども。

○山下委員長 最終的には一括でやると。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 金繁委員の言うこともすごく分かります。当然、3つ出ていて、それが項目ごとできるっていうのであれば、そのほうが細かくていいとは思いますが。今、石川委員が言われました、3つだから、採択、不採択、採択、2対1、そっちの多いほうを取って全体を決めるのか、その辺ですよ。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 少しまた補足させてください。

東京の事務所の方がおっしゃっていたのは、分割で1、2、3、それぞれ審議して、1については賛成多数、賛成少数と。2についてはどうと。一つ一つに請願の採択をしていくということです。そうすることによって、総合してざっくりと全体を見ると、賛成少数っていうよりも、やはり出された町民の方、請願者の意思をよりしっかりと審査して、一つでも要望が通るようになるので、住民の立場で考えたら個別審査、個別採択ということになるということでした。

○山下委員長 今、鷹野副委員長が最終的には、ちょっと意見が分からんのですが。

○鷹野副委員長 部分採択。1部ずつやるのであれば、それでいいと思います。

○山下委員長 今、2名が一括で審査、ここは個別で2対2、2名ずつになりましたので、もうここは委員長の判断ということになりますが、それでよろしいですか。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 先ほど金繁委員の意見もありましたので、今回、東京の事務所のほうに確認を取って、もう今からはそういう時代やということらしいんで、今回、請願の事項を1、2、3、別々に分けて審査をしたいと思います。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 それでは、もう皆さんの御意見が出ましたので、これより採択に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 まず、最初に、請願1について。那須芳人議員の今回の一連の発言についての請願について、賛成の方の挙手を求めます。

(発言する者あり)

○山下委員長 もう、ほとんど意見出たやろ。出ていない。ああそうなの。そしたら、請願1についての委員の意見を求めます。

石川委員。

○石川委員 総務文教委員会の中で、もう既に弁明もされて謝罪もされているということですので、私はこれは不採択にしたいなというふうに思っております。

○山下委員長 ほかに意見ありませんか。

金繁委員。

○金繁委員 1に関しては、那須議員の一連の発言について問題にされていて、今後、円滑な議事運営がなされることを目的として、議会として対処してほしいという請願です。その一連の発言の中に、9月10日の「土居さんは、あれはまちごうとる」と、当時の懲罰委員会の委員長の本会議での発言、全員一致で懲罰を科すことを決定しましたという発言を指して発言されています。この点に関しては、やはり那須委員も懲罰委員会の委員であったんですけども、全会一致というところに異議があるのであれば、その本会議の場で異議を唱えるべきであったと私は考えます。この点について、那須委員のほうが、全会一致という決定に至る過程は言う必要がないと、その点について間違っているとおっしゃっていたんですけども、その過程を委員外の議員にも共有して本会議で審議したところ全員一致だったというのは重要な報告事項だと私も思います。ですので、これは間違っていないと私は思っています。ですので、この点、議会として今後もこういうことが起こり得るので、しっかりと調査して対処するということが必要だと考えます。

以上です。

○山下委員長 ということは賛成ということですか。

○金繁委員 はい。

○山下委員長 明確に。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 調査してるところについては、やはり先ほど石川委員言われたように、それはもう済んでいることであろうと思うんですよ。ただ、円滑な議会運営がなされることを目指して対処することってというのは、結局、もう議事録が全てであって、そういったことはやはり、そういった発言は慎むべきだろうと思いますので、議員研修の中でそういったことはすべきかなと思います。この件について、賛成します。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 今、石川委員それから嘉喜山委員のほうから、委員会の中で謝罪したということが言われたんですけども、この一連の発言について、だから、例えば私が取り上げました、「土居さんは、あれはまちごうとる」という発言については、土居さんに謝罪はしていないと思います。委員会でそこまで言っていないですよ。

(発言する者あり)

○金繁委員 いや、1番です。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 1番の、私が言った謝罪というのは、秘密の漏えいに対して、私の認識は、1番の問題というのは秘密の漏えいに対して那須議員が委員会の中で謝罪された、そういうことを指しております。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 ここは事実、請願の、大事な請願事項の内容なので確認させていただきます。

ここに、請願事項に書いてあります、今回の一連の那須議員の発言についてとおっしゃって、請願に書いてあります。一連の発言というのは、1ページの9月10日から2ページの9月10日、この4つの発言をおっしゃっています。ですので、9月17日の総務文教委員会で、秘密会の内容だったので反省して取り消しますということは、一連の発言とはまた別なんです。なので、その点、確認です。

○山下委員長 総務文教常任委員会のことをここで、私、確認されと言っても、確認することはできませんよ。

金繁委員。

○金繁委員 今、石川委員のほうから、総務文教委員会のほうで秘密会のことを言われて、反省し

て取り消したので、謝罪しているということを言われました。で、この請願の請願者が請願事項の1で指摘されている那須議員の今回の一連の発言というのは、そのことではないんです。1ページの①から2ページの④に書いてある一連の発言です。

○山下委員長 それを今確認しているんですか。誰に確認しているの。

金繁委員。

○金繁委員 誤解があると思いましたが、嘉喜山委員もそうです、石川委員もこの一連の発言というものをかなり限定して捉えられていると思われましたので、その誤解を解こうと思って発言しました。

○山下委員長 今、金繁委員から2人に対して質問がありましたが、その一連の発言という内容についての認識、お互いの、2人の。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 全て9月10日と9月17日の件の一連の発言と思っています。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 この発言の前後ってというのは、この9月10日の話なんですけど、前後に不規則発言があって、その中の会話が、那須委員が当時その席で不規則発言に対しての答えをしたのが、土居さんは間違うとるとという話が議事録に載ったというのが真相じゃないかなということで、私はこの件に関しては、私も委員長でやっていたので、そういう認識をしている中で、一連と言われることも含めて、私は9月10日の発言内容は理解しているつもりです。

○山下委員長 次、鷹野副委員長。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 もう1、2、3、続けて私の意見を言います。

1に関しては、正直、秘密会の守秘義務、これ、自治法そして議会規則、逸脱しとるわけですから、幾ら委員会で反省、削除、撤回したとしても、この発言は絶対戻らないわけでありまして、この趣旨に賛成いたします。2については、ちょっと確認が取れていない状況なので趣旨採択といたします。3については、採択も不採択も分かりません。

以上です。

○山下委員長 委員として、採択が分かりませんではこれ通らん話なので。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 3番については、当然、那須議員の今の現状っていうことですよね、立場にある、その責任を明らかにするために議会として問責する。責任を明らかになっていうか、まあ今の現実がどうのこうのいうか、ちょっと意味が分からないんですけど、意味合い的には採択です。

以上です。

○山下委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 もう結論を言ったんでよろしいでしょうか。

○山下委員長 はい。

○嘉喜山委員 それでは、私の意見を言わせてもらいます。

1番については採択ということで、2番については、これ、請願に当たるのかどうかっていうところは疑問には思いますけど、趣旨には、鷹野副委員長と一緒に賛成いたします。それと3番についてですが、この2行目にある監査委員を持ち出されとることにに関してちょっと違和感は感じますが、漏えいの事実は事実であって、偶発的な発言があったとしてもやはりこれは問責すべきだというふうに考えて、賛成いたします。

○山下委員長 今、順番に採択を進めていこうと思ってるんですが、もう委員の方が1、2、3と意見を出したので、金繁委員の2番、3番の意見をお聞きします。

金繁委員。

○金繁委員 2についてですが、発言の相手方に対して礼を失している場合には本人が主体的に是

正に取り組むこと、これは道徳的に当然のことなので、私も趣旨に賛同します、賛成します。
3については、これも秘密を漏らしてはならないという守秘義務に熟知している監査委員でもある那須議員が漏らしたということで、その責任を明らかにするというのは必要だと思います、賛成します。

○山下委員長 続きまして、最後に石川委員。2番、3番。

石川委員。

○石川委員 2番については、私もこれ趣旨は分かるんですが、趣旨採択かな。これ、請願の事項としたらちょっとクエスチョンマークが出るんですけど、趣旨採択ということですよ。3番については、もう既に、問責というのは本来、職に対して責任を問うというのが1つはあるとは思いますが、監査委員を問責するというだけでもないみたいですし、これはちょっと意味がちょっと分からないのと、いやこれ、議員を解職請求なのかということも取れませんし、これちょっと難しいなど。それと、もう既に、先ほども言いましたけど、自ら委員会の中で、秘密を漏らしたということで謝罪もされていますし、私は3番については不採択ということですよ。

○山下委員長 ただいま、委員の皆さんの意見が出ましたので、再度、確認のため、まず1番の請願事項について、採択に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山下委員長 賛成多数です。1番は採択されました。

2番の、特に発言の相手方に対して、2番の請願事項についての、賛成の方の挙手を求めます。

(「趣旨採択の」と言う者あり)

○山下委員長 趣旨採択。すみません、これ趣旨採択に対しての賛成の方の。

(発言する者あり)

○山下委員長 ちょっと、事務局の説明を求めます。

金繁委員。

○金繁委員 趣旨採択についても、今日、全国町村議長会東京事務局のほうに確認しまして、趣旨採択ということもできるということでした。

以上です。

(発言する者あり)

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 趣旨採択の趣旨なんですけども、それは全体には賛成できないけども、この一部については賛成であるという場合なので、これで、2番については趣旨採択というのはなかなか難しいです。

できれば、それぞれ採を諮っていただくわけなんですけども、全体として採択、不採択ということまでまとめていただけるわけにはいかないでしょうか。

○山下委員長 今、事務局から説明がありました。

まず、1番、2番、3番の請願についての、委員の皆さん、もう今出ていますので、2番はまあ一応、意見として趣旨採択ということなんですけども、なかなか問責に対しての趣旨採択というのは難しいって説明やったんですよ。だから、採択するのもしないのかという方向で決めていただきたいんですが、どうですか。

これを本当、ちゃんとした理由づけでやると、結論が出ないんで。

(発言する者あり)

○山下委員長 今、委員の皆さんから、趣旨採択ではなくて、採択なのか不採択なのかで決めたいという意見が出ましたので、それでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○山下委員長 これ、事務局のほうに、これ1、2、3の部分的な採決で、採択、不採択を決定し

て、報告事項もそれでよろしいんですかね。

本多事務局長。

○**本多事務局長** 先ほどの説明と重なるかもしれないんですけども、本来は、議会としては意思を諮るために採択か不採択かどちらかです。ただ、それによっても、先ほど金繁委員が言うように、請願者の意思を酌みとってあげたいという場合に、全体としては不採択でも一部は趣旨採択という選択ができるわけで、この場合、ばらばらにちょっと、採択、不採択、趣旨採択されても、ちょっとまとめようがないというか、難しいんですけど。

○**山下委員長** 金繁委員。

○**金繁委員** 度々すみません。たしかに本来はそうなんですけど、それが請願事項が1つの場合はそれで済むんですけども、やはり複数ある場合というのは、個別審議して採択ということができるということでした。実際これ3つあると、1は賛成、2は反対っていうことがそれぞれ皆さんあるので、だから事務局の方おっしゃっていましたが、そういう場合は、例えば受け付けるときに、請願一つ一つ別にしてもらえませんかということをアドバイスしたりはしているということでした。でももうこれ3つで受け入れているんで、やっぱり個別採択がいいのではないのでしょうか。議員の意思も正確に反映できると思います。

○**山下委員長** 私、委員長として、請願が普通の行政の事務一般に関する請願なら、これは個別にやっていってもいいと思うんですが、これ個人的な案件なんで、やっぱり1、2、3、今意見聞きましたが、総合的に、この那須議員の請願に対して、もう採択するのか不採択かで決を採りたいんですが。

はい。

○**本多事務局長** すみません、参考までにちょっと、参考になる資料がありましたので読まさせていただきます。

請願に対して議会は、請願そのものを議決するものではなくて、それに対する議会の意思を決定するものでありますので、そういった点を踏まえて考えていただきたいと思います。
以上です。

○**山下委員長** 今、説明がありました。議会としての意思を決めるということなんです。

金繁委員。

○**金繁委員** よく分かります、そのとおりです。

ただ、こうやって複数出されると、議会の意思もやはり一つ一つ別々の項目ですから、別々の意思が存在します。ですので、すみませんしつこいんですけど、個別採択をしていただかないと、議会の意思が正確に反映することができないと思います。

○**山下委員長** 金繁委員の意見は分かりました。

委員会なんで、ほかの委員の意見をお聞きします。あと3人の方の意見。

鷹野副委員長。

○**鷹野副委員長** 当然、今、別々の採択、不採択、あるいは趣旨採択っていうのが出ております。

当然これは、もちろん残ることですけど、トータル的に、今、先ほど委員長が言うたように、トータル的な那須芳人議員の問責について、トータルで採択、不採択なのか趣旨採択なのか、もうそれでいいんじゃないですか。

○**山下委員長** 嘉喜山委員。

○**嘉喜山委員** やはり、今言われたように、一番頭的那須芳人議員の問責、これ一本でもう賛成か反対かでいいと思います。

○**山下委員長** 石川委員。

○**石川委員** 那須芳人議員が3人いれば分割できるんでしょうけど、1人のやっぱり問責を問うということになると、分割するわけにはいかなのじゃないかなというふうに思います。

○**山下委員長** ただいま、4人の方から意見を聞きました。

金繁委員の意見は意見として、これからの課題として、3人が賛成ですので、部分的ではなくて、1つの請願としての採決を取ります。

それでは、本議案に賛成の方、本議案に……。

金繁委員。

○金繁委員 すみません、私は、これ、3つをまとめてということは無理なので、棄権ということにしていいですか。

○山下委員長 これは自分の意思なんで。

○金繁委員 じゃあ、退席させてください。

○山下委員長 これ、事務局にちょっと尋ねます。事務局に尋ねます。

これ、本人が退席という意思があれば、それは止めることはできませんよね。これを止めること。

(発言する者あり)

○山下委員長 一応、定足数には達しているらしいんで。これは、別に。

本多事務局長。

○本多事務局長 今現在、定足数4名には達しているんで、採決は可能かと思えます。

(金繁典子委員 退室)

○山下委員長 それでは、金繁委員が除斥しましたので、残りの委員の方で採決をいたします。

本請願に採択する方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山下委員長 賛成多数です。本請願は採択といたします。

それで、金繁委員の入室を許可します。

(金繁典子委員 入室)

○山下委員長 先ほどちょっと文言で、除斥という言葉を使いましたが、もとい、退席でした。失礼しました。

(発言する者あり)

○山下委員長 この後、報告書ですね、委員会の報告書。どのように扱いましょうか。委員の皆さんの意見をお聞きします。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 先ほどと一緒に、委員長に一任します、でいいと思います。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 私は、2に、にわかには賛成できないので退席させていただいたんですが、特に1について、「土居さんは、あれはまちごうとる」という那須委員の発言、そしてその意図をやっぱりしっかりと議会として、これが言っていることなのか悪いことなのかも含めて、調査したほうがいいと思います。そうでないとまたこういうことが繰り返されると思いますので、できれば専門家の意見を聞く公聴会などを開いて、そして、当時の懲罰委員会の委員長を参考人として呼び出して、御意見を聞くということも必要ではないかと思えます。これを少数意見として報告の中に入れていただけたらと思っています。

○山下委員長 鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 今言ったのが、ちょっと分かんのですが。

○山下委員長 もう一度、分かりやすく。

○鷹野副委員長 共通意見って、共通意見にはならないと思いますよ。

○金繁委員 あ、もちろん。少数です。

(発言する者あり)

○山下委員長 ちょっとすみません、暫時休憩いたします。

(休憩)

- 山下委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。度々申し訳ありません。
今、金繁委員の意見、もうそれも踏まえて報告にしたいんですが、それでよろしいですか。
石川委員。
- 石川委員** ぜひ私の少数意見も載せていただきたい。もともとこれ、参考人も認識されていなかったということなんですけど謝罪はですね。そういう中でこの請願を出されてきたということですから、もう既に、もう謝罪もされているということで、私の少数意見も入れていただきたいなと思います。
- 山下委員長** その意見もお聞きしておきます。
それではこれ採択をいたしました、となると今度は議会で決議をしなければなりません。
決議の準備、発議、誰がするのか、委員の皆さんの意見をお聞きします。
(「委員長一任」と言う者あり)
- 山下委員長** 委員長一任ということでしたが、私の一任でよろしいですか。
(「はい」と言う者あり)
- 山下委員長** そうしたら、委員長がさせていただきます。
以上で請願の審査は終わりました。
続きまして、えっと……。
本多事務局長。
- 本多事務局長** 除斥を。
- 山下委員長** 那須議員の除斥を解きます。
(那須芳人委員 入室)
- 山下委員長** それでは、協議事項の3番、議会基本条例の検証についての事務局の説明を求めます。
本多事務局長。
- 本多事務局長** 前回の協議結果の中で、議会基本条例第21条の規定に基づいて、条例の検証のための協議の結果として、議員の任期を勘案すると検証対象期間となる1年周期は12月末が望ましい、そして、本年は4月1日の施行から12月末までの9か月間が検証対象期間になるということについて確認をさせていただいたと思います。
また、条例施行から1年を経過していないために、検証方法等については委員長一任ということになっておりましたけども、そこで、県内事例の上島町を参考にしたいと考えております。
- 山下委員長** 今、本多事務局長から、委員長と事務局に一任ということでしたので、上島町を参考に検証させていただきたいと思います。よろしいですか。
(「はい」と言う者あり)
- 山下委員長** では、そうさせていただきます。
ほかに事務局からの説明はありませんか。
本多事務局長。
- 本多事務局長** 今、検証対象期間について決定していただきましたので、事務局の案としましては、今年の4月1日から12月31日までの9か月間を検証対象期間としまして、裏面の依頼文を見ていただきたいんですが、議会基本条例の検証についてという文書を各議員の皆様にお配りしまして、意見を提出させていただいて、また、締切りを1月末辺りに設定をして、また2月中に、またこの議会運営委員会のほうで検証をしていくという方向で考えていきたいんですが、よろしいでしょうか。
(「はい」と言う者あり)
- 山下委員長** 説明が終わりました。
次に、その他について、何か委員の皆さんありませんか。
(「なし」と言う者あり)

○**山下委員長** ないようですので、これで議会運営委員会を終わります。

どうも、長い……。

本多事務局長。

○**本多事務局長** 12月17日なんですけども、議会運営委員会を朝9時から開かせていただきたいと思います。

この関係の、今日の請願審査の結果もありますし、執行部のほうからも追加議案等もあるというふうに聞いておりますので、すみませんが9時に議会運営委員会のほうを開かせてください。よろしくをお願いします。

○**山下委員長** 委員の皆さん、よろしくをお願いします。

もうほかはないようですので、これで議会運営委員会を終わります。

どうも長い間、お疲れさんでした。

委員長